

平成 17 年 10 月 28 日

リスク管理検討会の開催について

1 趣 旨

食品安全に関するリスク管理は、国民の健康の保護を最優先の目的とし、食品の安全に関する問題を未然に防止するために実施するものである。また、食品供給行程の各段階において、科学的知見に基づき、国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ必要な措置を講じる必要がある。このため、農林水産省では、平成 17 年 8 月 25 日付けで、「農林水産省及び厚生労働省における食品の安全性に関するリスク管理の標準手順」（以下「SOP」という。）を作成したところである。SOPでは、リスク管理の過程において、リスク評価機関、他のリスク管理機関その他の「関係者」の間で、情報・意見を相互に交換し、必要に応じそれらの情報・意見をリスク管理施策に反映させるためのリスクコミュニケーションを明確に位置付けたところである。

このため、農林水産省がSOPに基づきリスク管理を行う際に、適時適切な「関係者」との意見交換を行う必要があり、消費・安全局長の私的懇談会として「リスク管理検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

2 構成員

(1) 常に参加するメンバー

各団体（業界）の立場から、検討会の場で、技術的な知見を含めてリスク管理に関連する意見を述べることをできる者を選定する。

なお、年に数回、平日の日中に開催予定の検討会への参加が可能な者とする。

① 人数

ア) 消費者団体の推薦により、有識者を 3 名選定する。

イ) 関係団体の推薦により、生産段階から加工・流通段階に至る事業者の中から 5 名選定する。

② 任期

常に参加するメンバーは、毎年度選定する。その任期は 1 年とし、再任可能とする。

③ 選定方法

ア) については、消費者団体、イ) については、生産、加工・流通段階の関係団体から、常に参加するメンバー候補の推薦を受け、決定する。

(2) 案件に応じて参加するメンバー

食品安全に関して、検討会の議題毎に知識・関心を有し、個人の立場で、積極的に発言ができる者を選択できるよう、知識や関心がある分野を明確にした上で、候補者リストを作成する。

なお、年に数回、平日の日中に開催予定の検討会への参加が可能な者を候補とする。

① 人数

③の方法により作成したリストから、検討会の議題等を考慮して、適当な参加メンバーを選び、出席を要請する。

② 任期

検討会の開催時に、毎回、選定するため、特に任期は設けない。

③ 選定方法

ホームページを利用して、募集を行い、具体的なセクター、食品群、ハザード等の分類ごとに、どのような分野に知見・興味があるのか、食品安全の考え方（1,200字程度）、これまでの関連分野における実績などのレポートの提出を求める。提出された資料を基に、評価を行い、適当な候補者のリストを作成し、公表する。

3 検討範囲

（１）ＳＯＰに基づき行われるリスク管理の手続のうち、以下の段階において必要に応じて関係者間で情報・意見を相互に交換する。

① 危害要因の優先度リストの作成

（サーベイランス・モニタリング計画の検討を含む）

② リスクアセスメントポリシー（食品の安全性に関する問題及びその内容の説明）の検討

③ リスク管理措置の検討

（２）緊急にリスク管理措置を講じなければならない場合等は、必要に応じて情報・意見を相互に交換する。

4 検討結果の取扱い

検討会は原則公開で行うが、リスク管理を的確に実施するために必要となる関連業界の実態及び個別の企業から入手した情報などを検討会において扱う場合は会議を非公開とし、会議資料を非公表とする。

また、検討会で得られた情報・意見をＳＯＰの各段階の取組に反映させるとともに、手続の透明性を確保するため、論点のわかる詳細な議事概要を作成し公表する。

5 スケジュール

第１回 平成１７年１０月２８日開催

6 事務局

検討会の庶務は、消費・安全政策課（リスク管理企画班及び連絡調整班）で行う。

7 その他

- ・ 参加する各メンバーには、規定により旅費、謝金を支払う。
- ・ 参加するメンバーからは、検討会で得た非公開の情報を他に漏らさないことについての合意を得ることとする。